

生産森林組合模範定款例

第1章 総 則

(目的及び事業)

第1条 この組合は、組合員の協同により森林の経営等及びこれらに附帯する事業を行うことによって組合員の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この組合は、次に掲げる事業を行う。

- 1 森林の経営（委託又は信託を受けて行うものを除く。）
- 2 環境緑化木（林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。）
の生産
- 3 食用きのこの生産
- 4 森林を利用して行う農業
- 5 委託を受けて行う森林の施業又は経営
- 6 前各号の事業に附帯する事業

「備考」

第2号から第5号までの事業中行わない事業は、削ること。

(名称)

第3条 この組合は、〇〇生産森林組合という。

(地区)

第4条 この組合の地区は、〇〇〇〇の区域とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合の事務所は、〇〇県（都道府）〇〇郡〇〇村（町）又は〇〇市に置く。

「備考」

従たる事務所を置く組合にあつては、「この組合の事務所は」を「この組合の主たる事務所は」に改め、第2項として「従たる事務所は、〇〇県（都道府）〇〇郡〇〇村（町）又は〇〇市に置く。」を設けること。

(公告の方法)

第6条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示してこれをする。

- ② 出資一口の金額の減少、合併又は組織変更をする場合には、官報に公告するものとする。
- ③ 前項の公告の内容は、〇〇新聞に掲載するものとする。

④ 第1項の規定による方法により公告をする場合には、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。

1 出資一口の金額の減少、合併又は組織変更の公告 公告に定める異議を述べることができる期間を経過する日（ただし、当該期間は1月を下ることができない。）

2 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後1月を経過する日

「備考」

(1) 電子公告を行う組合にあっては、第3項中「〇〇新聞に掲載する」を「電子公告により行う」に改め、第4項中「第1項の規定による方法」の後に「又は電子公告」を加えること。

(2) 第2項の公告をする場合に、知れている債権者に対して各別に催告する組合にあっては、第3項を削除し、第4項を第3項とし、本条の次に次の1条を加える。

第6条の2 出資一口の金額の減少、合併又は組織変更をする場合には、前条第2項に規定する官報の公告のほか、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

第2章 組合員

(組合員である資格)

第7条 この組合の組合員である資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- 1 組合の地区内にある森林又はその森林についての権利を組合に現物出資する個人
- 2 組合の地区内に住所を有する個人で林業を行うもの又はこれに従事するもの

(加入)

第8条 組合員になろうとする者は、氏名、住所、引き受けようとする出資口数又は現物出資しようとする森林若しくはその森林についての権利及び組合の営む事業に従事するかどうかを記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。

② 組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、理事会の決議によって、その加入の諾否を決し、その旨を申込者に通知する。

③ 組合は、前項の規定により加入を承諾する旨の通知を受けた申込者に出資の払込み又は現物出資をさせるとともに、遅滞なく組合員名簿に記載する。

④ 申込者は、前項の規定による出資の払込み又は現物出資をすることによって組合員となる。

「備考」

加入金を徴収することを定めている組合にあっては、第4項中「出資の払込み又は現物出資」を「出資の払込み又は現物出資及び加入金の支払」に改めること。

(持分の譲渡制限)

第9条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

② 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、前条の規定の例による。ただし、同条第3項の出資の払込み又は現物出資をさせない。

(相続加入)

第10条 死亡した組合員の相続人であつて、組合員である資格を有する者（相続人であつて組合員である資格を有するものが数人あるときは、相続人の同意をもって選定された1人の相続人）が相続開始後300日以内に組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、相続開始の時に組合員になったものとみなす。この場合には、被相続人の持分についての権利義務を承継する。

(加入の承諾の停止)

第11条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会の日から2週間前から総会終了までの間は、加入の承諾をしないものとする。

「備考」

役員の選挙につき総会外選挙制を採る組合にあつては、「総会終了までの間」の次に「及び総会外選挙の期日から選挙終了までの間」を加える。

(届出義務)

第12条 組合員は、その資格を失ひ、又は氏名若しくは住所に変更があつたときは、直ちにその旨を組合に届け出なければならない。

(脱退)

第13条 組合員は、事業年度末の60日前までにこの組合に書面により脱退の予告をし、その事業年度末に脱退することができる。

② 組織変更を決議する総会に先立ってこの組合に書面により組織変更反対の意思を通知した組合員は、組織変更の決議の日から20日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日に脱退することができる。

「備考」

本項の通知又は請求について、電磁的方法により行うことを認める組合にあつては、「なお、書面による通知又は請求は、組合の承諾を得て、電磁的方法により行うことができる。」を追加する。

(除名)

第14条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、その組合員に対し総会の日から7日前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 1 出資の払込みその他この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
- 2 組合の事業を妨げる行為をしたとき。
- 3 法令又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他組合の信用を失わせるような行為をしたとき。

② 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨をその組合員に通知しなければならない。

第3章 出資及び積立金

(出資義務及び出資の最高限度)

第15条 組合員は、出資一口以上を持たなければならない。ただし〇〇口を超えることができない。

② この組合に現物出資する組合員の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数は、別表のとおりとする。

(出資一口の金額及び払込みの方法)

第16条 出資一口の金額は、金〇千円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第17条 出資口数を増加しようとする組合員については、第8条第1項から第3項までの規定を準用する。

(出資口数の減少)

第18条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ書面により組合に通知し、理事会の決議を経て、事業年度末においてその出資口数を減少することができる。

(加入金)

第19条 この組合は、組合に加入する者(持分の譲受け(第10条の規定による持分の承継を含む。))によって加入した者を除く。)から加入金を徴収する。

② 前項の加入金に関する事項は、規約で定める。

「備考」

加入金を徴収しない組合にあつては、本条及び第22条第1項第1号を削ること。

(過怠金)

第20条 組合員が出資の払込みを怠ったときは、組合は、払込予定金額に対し払込期限の翌日から払込完了の日まで年14.6パーセントの割合で組合員から過怠金を徴収することができる。

(法定準備金)

第21条 この組合は、損失の填補に充てるため、出資金の総額の2倍に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金(繰越損失のある場合には、これを填補した後の残額。以下同じ。)の5分の1以上を法定準備金として積み立てなければならない。

(資本準備金)

第22条 この組合は、次の各号に掲げる金額を資本準備金として積み立てるものとする。

- 1 徴収した加入金の額
- 2 合併差益
- 3 減資差益

② 前項の資本準備金は、損失の填補に充てるほか、取り崩してはならない。

(任意積立金)

第23条 この組合は、剰余金から任意積立金を積み立てることができる。

- ② 任意積立金は、損失の填補又は、この組合の事業の改善発達のための支出に充てるものとする。
ただし、総会の決議による場合は、この限りでない。

(職員退職給与引当金)

第24条 この組合は、職員退職給与規程の定めるところにより、毎事業年度職員退職給与引当金を引き当てる。

- ② 職員退職給与規程は、理事会の決議により定める。

(持分)

第25条 この組合の財産についての組合員の持分は、事業年度末において、次の標準により定める。

- 1 払込済出資金の総額に相当する財産については、各組合員の払込済出資金とする。ただし、その財産が払込済出資金の総額より減少したときは、各組合員の出資額に応じて減額して算定する。
- 2 その他の財産については、その組合の解散の場合に限り算定するものとし、その算定の方法は、総会で定める。

- ② 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で1円未満のものは切り捨てる。

(持分の払戻し)

第26条 組合員が脱退した場合には、前条第1項第1号の規定により算定した持分の払戻しをする。ただし、除名により脱退した場合には、同号の規定により算定した持分額の2分の1とする。

- ② 第13条第2項の規定により組合員が脱退する場合には、組織変更の日において、前条第1項各号の財産を合算した持分の全部の払戻しをする。
- ③ 組合員が出資口数を減少した場合には、前条第1項第1号の規定により算定した持分額のうち減少した出資口数に応ずる持分額の払戻しをする。
- ④ 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、組合は第1項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

第4章 役 職 員

(役員の数)

第27条 この組合に、役員として理事○人、監事○人を置く。

(役員の選挙)

第28条 役員の選挙は、附属書役員選挙規程の定めるところにより行う。

「備考」

役員を選出について選任の方法を採る場合にあっては、本条を次のように規定する。

(役員の選任)

第28条 役員の選任は、附属書役員選任規程の定めるところにより行う。

(組合長の選任)

第29条 理事は、組合長1人を互選するものとする。

(組合長の職務)

第30条 組合長は、この組合を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

② 理事は、あらかじめ互選により定めた順位に従い、組合長に事故があるときはその職務を代理し、組合長欠員のときはその職務を行う。

(理事会)

第31条 この組合の業務の運営につき、次に掲げる事項は、理事会において決する。

- 1 事業を運営するための具体的方針の決定に関する事項
 - 2 総会の招集及び総会に付議すべき事項
 - 3 役員及び総代の選挙に関する事項
 - 4 固定資産の取得又は処分に関する事項
 - 5 参事及び会計主任の任免に関する事項
 - 6 職員の給与に関する事項
 - 7 この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められる株式の取得、出資又は出えん
 - 8 前各号のほか理事会において必要と認めた事項
- ② 理事会は、組合長が招集する。
- ③ 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。ただし、参事及び会計主任の任免は、全理事の過半数で決する。
- ④ 組合長は、理事会の議長となる。
- ⑤ 議長は、理事として理事会の議決に加わることができない。ただし、第3項ただし書の場合はこの限りでない。
- ⑥ 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した理事は、これに署名又は記名押印しなければならない。
- ⑦ 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、森林組合法施行規則第112条に定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

「備考」

役員の選出について選任の方法を採る組合にあつては、第1項第3号を「役員の選任及び総代の選挙に関する事項」に改めること。

(監事の職務)

第32条 監事は、少なくとも毎事業年度2回組合の財産及び業務執行の状況を監査しなければならない。

- ② 監事は、前項の監査の結果につき理事会及び総会に報告し、意見を述べなければならない。
- ③ 監査についての細則は、監事がこれを定める。

- ④ 前項の細則は、総会の決議を経なければならない。

(役員 の 責任)

第33条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- ② 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ③ 役員がその職務を行うについて、悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。
- ④ 前2項の行為が理事会の決議に基づいてなされたときは、その決議に賛成した理事はその行為をしたものとみなす。
- ⑤ 前項の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめなかった者は、その決議に賛成したものと推定する。
- ⑥ 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員 の 改選請求)

第33条の2 組合員は、総組合員の5分の1以上の連署をもって、その代表者から役員 の改選を請求することができる。

- ② 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令等の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。
- ③ 第1項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
- ④ 第1項の規定による請求があったときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。
- ⑤ 第3項の書面の提出があったときは、理事は、総会の日 の1週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- ⑥ 第1項の規定による請求につき第4項の総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

「備考」

第1項中「5分の1」をこれを下回る割合に定める場合にあっては、その割合を記載する。

(役員 の 任期)

第34条 役員 の任期は、就任後3年以内の最終決算期に関する通常総会の終了の時までとする。

- ② 補欠選挙及び再選挙並びに法第100条第2項で準用する法第52条及び法第113条第2項の規定による改選により就任した役員 の任期は、退任した役員 の残任期間とする。
- ③ 前項の規定による就任が、役員 の全員に係るときは、その任期は前項の規定にかかわらず、就任後3年以内の最終決算期に関する通常総会の終了の時までとする。
- ④ 役員 の数が、その定員を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した

役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

「備考」

役員の選出について選任の方法を採る組合にあっては、第2項及び第4項中「選挙」を「選任」に改める。

(役員の報酬)

第35条 役員の報酬その他の給与は、総会の決議によって定める。

(参事及び会計主任)

第36条 この組合に参事及び会計主任各1人を置くことができる。

- ② 参事は、理事会の決定により組合の名において行う権限を有する一切の業務を、誠実に善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。
- ③ 会計主任は、この組合の財務及び会計に関する事務に従事し、財務及び会計に関する帳簿、証拠書類等の保管並びに金銭の出納及び保管の責めに任ずる。
- ④ 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。
- ⑤ 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
- ⑥ 第4項の規定による請求があったときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。
- ⑦ 理事は、前項の可否を決する日の1週間前までに当該参事又は会計主任に第5項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

「備考」

第4項中「10分の1」をこれを下回る割合に定める場合にあっては、その割合を記載する。

(連合会の行う監査への協力)

第37条 理事は、〇〇森林組合連合会からその監査の対象とする旨の通知を受けたときは、監査を受けるように努めるとともに、その実施に当たってはこれに協力しなければならない。

- ② 理事又は監事は、この組合の業務又は会計の適正な運営に資するため必要があると認めるときは、〇〇森林組合連合会に対し、その監査を受けたい旨を申し出ることができる。

「備考」

連合会に加入していない組合にあっては、本条を削ること。

第5章 総会

(総会の招集)

第38条 理事は、毎事業年度1回〇月又は〇月に通常総会を招集する。

- ② 理事は、次に掲げる場合に臨時総会を招集する。
 - 1 理事が必要と認めたとき。
 - 2 組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したとき。

3 第33条の2第1項の規定により役員の改選を請求したとき。

③ 前項第2号又は第3号の場合には、理事は、請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

④ 監事は、次に掲げる場合には総会を招集しなければならない。

1 理事の職務を行うものがいないとき又は理事が第2項第2号又は第3号の請求があっても正当な理由がないのに招集の手続をとらないとき。

2 監事が財産の状況又は業務の執行について不整の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたとき。

「備考」

(1) 第1項中「〇月又は〇月」には連続する2月を規定すること。

(2) 第46条の2で電磁的方法により議決権を行うことを定める組合で第2項の請求について電磁的方法により行うことを認めるものにあつては、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加えること。

④ 組合員は、第2項第2号による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提供することができる。

⑤ 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

(3) 第2項第2号中「5分の1」をこれを下回る割合に定める場合にあつては、その割合を記載する。

（総会の招集手続）

第39条 総会を招集する場合には、理事の過半数の決議により次に掲げる事項を定めなければならない。

1 総会の日時及び場所

2 総会の目的である事項があるときは、その事項

3 次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

イ 役員の選任

ロ 役員の報酬等

ハ 事業譲渡

ニ 定款の変更

ホ 合併

ヘ 組織変更

② 総会を招集するには、理事は、その総会の日の10日前までに、書面をもってその通知を発しなければならない。ただし、組織変更を決議する総会を招集するには、その総会の2週間前までにこれを行うものとする。

③ 前項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

「備考」

(1) 総会の招集を電磁的方法により通知する場合にあつては、第3項中「記載し」を「記載し、又は記録し」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

③ 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(2) 書面をもって議決権を行うことができる旨を第46条の2〔書面による議決権の行使〕に規定する場合は、第1項第3号を次のように改める。

3 総会参考書類に記載すべき事項（森林組合法施行規則第78条、第79条第2項、第80条から第88条まで及び第88条の5に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容）

また、第3項を次のように改める。

③ 前項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載することとし、併せて、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。

1 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

2 1人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項

3 議決権の行使の期限

(注)

総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合は、本条に次の1項を加える。

④ 総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、前項の規定による書類及び書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、組合員の請求があったときは、これらの書類を当該組合員に交付しなければならない。

(3) 第46条の2〔書面による議決権の行使〕の規定において、書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法による行使を認めることを規定した場合にあっては、第1項第3号を次のように改める。

3 総会参考書類に記載すべき事項（森林組合法施行規則第78条、第79条第2項、第80条から第88条まで及び第88条の5に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容）

また、第3項を次のように改める。

③ 前項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載することとし、併せて、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。

1 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

2 1人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項

3 議決権の行使の期限

(注)

(1) 総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合は、第1項に次の1号を加える。

4 書面による総会の招集の通知に代えて電磁的方法による通知を発することを承諾した組合員の請求があったときに、当該組合員に対して議決権行使

書面の交付（議決権行使書面の交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

また、本条に次の２項を加える。

④ 総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、組合員の請求があったときは、総会参考書類を当該組合員に交付しなければならない。

⑤ 総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

（２） 第46条の２において議決権を重複して行使した場合の取扱いに関する事項を定めない場合は、第１項第３号の次に次の１号を加える。

４ １人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項

（４） 電磁的方法をもって議決権を行うことができる旨を第46条の２〔電磁的方法による議決権の行使〕に規定する場合は、第１項第３号を次のように改める。

３ 総会参考書類に記載すべき事項（森林組合法施行規則第78条、第79条第２項、第80条から第88条まで及び第88条の５に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容）
また、第３項を次のように改める。

③ 前項の通知には、第１項各号に掲げる事項を記載することとし、併せて、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。

１ 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

２ １人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項

３ 議決権の行使の期限

（注）

（１） 総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合は、本条に次の２項を加える。

④ 総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、組合員の請求があったときは、総会参考書類を当該組合員に交付しなければならない。

⑤ 総会の招集の通知を電磁的方法により発することを承諾した組合員に対しては、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

（２） 第46条の２において議決権を重複して行使した場合の取扱いに関する事項を

定めない場合は、第1項第3号の次に次の1号を加える。

4 1人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項

(5) 書面又は電磁的方法をもって議決権を行うことができる旨を定款に規定する場合で、総会の招集に際し、電子提供措置をとる場合は、第1項第3号を次のように改める。

3 総会参考書類に記載すべき事項（森林組合法施行規則第78条、第79条第2項、第80条から第88条まで及び第88条の5に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容）

第3項を次のように改め、同項を第4項とする。

④ 第2項の通知には、電子提供措置をとっている旨、第1項第1号及び第2号並びに森林組合法施行規則第79条の3に掲げる事項を記載することとし、併せて、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。

1 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

2 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項

3 議決権の行使の期限

第2項の次に次の1項を加える。

③ 組合は、総会の招集に際し、総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

第4項の次に次の1項を加える。

⑤ 組合は、総会の日の2週間前までに組合員から森林組合法第60条の3の2で準用する会社法第325条の3第1項各号に掲げる事項（以下「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付請求があったときは、これらの書類を当該組合員に交付しなければならない。

(注)

(1) 組合員から書面交付請求のあった電子提供措置事項のうち農林水産省令で定めるものの全部又は一部について交付書面に記載しない場合は、第5項の次に次の1項を加える。

⑥ 組合は、電子提供措置事項のうち森林組合法施行規則第79条の4で定めるものについては、前項の規定により交付する書面に記載しないことができる。

(2) 議決権行使書面の内容である情報について電子提供措置をとる場合は、第3項中「総会参考書類」の後に「、議決権行使書面」を加え、第4項を次のように改める。

④ 第2項の通知には、電子提供措置をとっている旨、第1項第1号及び第2号並びに森林組合法施行規則第79条の3に掲げる事項を記載することとし、併せて、組合員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項として次に掲げる事項を記録した情報を提供しなければならない。

- 1 各議案についての賛否(棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。)を記載する欄
- 2 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項
- 3 議決権の行使の期限

(総会の定足数)

第40条 総会は、組合員の2分の1以上が出席しなければ議事を開いて決議することができない。

- ② 前項に規定する組合員の出席がないときは、理事は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き決議することができる。ただし、第45条各号〔特別決議事項〕に掲げる事項については、この限りでない。

(総会の決議事項)

第41条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- 1 定款の変更
 - 2 規約の設定、変更又は廃止
 - 3 毎事業年度の事業計画の設定又は変更
 - 4 毎事業年度内における借入金の最高限度
 - 5 事業の全部の譲渡又は第2条第1項第1号に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）の全部若しくは一部の譲渡
 - 6 事業報告等（事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案をいう。）
 - 7 森林組合若しくは森林組合連合会の設立の発起人となり、又はその設立準備会の議事に同意すること。
 - 8 森林組合若しくは森林組合連合会への加入又は森林組合若しくは森林組合連合会からの脱退
 - 9 この組合が加入している森林組合又は森林組合連合会の合併について同意すること。
 - 10 農林中央金庫への加入又はこれからの脱退
 - 11 この組合の事業を行うため必要がある場合において会社の株式を取得し、又は会社若しくは団体（森林組合、森林組合連合会及び農林中央金庫を除く。）に対し出資若しくは出えんをすること。
 - 12 その他理事会において必要と認める事項
- ② 前項第11号の株式の取得、出資又は出えんについては、この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められるものは前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

(緊急議案)

第42条 総会においては、出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第39条の規定によりあらかじめ通知した事項以外の事項についても決議することができる。ただし、第45条各号〔特別決議事項〕に掲げる事項はこの限りでない。

「備考」

役員の選出につき、選任の方法を採用する組合にあつては、本条ただし書中「第45条各号〔特別決議事項〕に掲げる事項」の次に「及び役員の選任（第33条の2及び法第113条第2項の規定による改選を除く。）」を加えること。

（議長の選任）

第43条 総会の議長は、出席した組合員のうちから組合員が選任する。

（議事）

第44条 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

② 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

（特別決議事項）

第45条 次に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席する総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- 1 定款の変更
- 2 解散又は合併
- 3 組織変更
- 4 組合員の除名
- 5 事業の全部の譲渡又は第2条第1項第1号に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）の全部の譲渡

「備考」

本文中出席組合員数の割合を半数を上回る割合に定める場合はその割合を、出席者の議決権の割合を3分の2を上回る割合に定める場合にあってはその割合を記載する。

（組合員の議決権）

第46条 組合員は、それぞれ1個の議決権を有する。

「備考」

- （1） 総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行うことができることとする組合は、本条に次の9項を加える。
 - ② 組合員は、第39条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行うことができる。
 - ③ 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。
 - ④ 第2項の代理人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - 1 組合員
 - 2 組合員と同じ世帯に属する成年者
 - ⑤ 代理人は、4人以下の組合員を代理することができる。
 - ⑥ 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。
 - ⑦ 組合は、総会の日から3月間、代理権を証明する書面をその主たる事務所に備えて置かなければならない。

- ⑧ 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。
- ⑨ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
 - 1 当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 3 請求者が代理権を証明する書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - 4 請求者が、過去2年以内において、代理権を証明する書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(注)

代理権を証する書面の提出に代えて電磁的方法による証明を認める組合にあっては、第7項から第9項までを次のように改める。

- ⑦ 代理人は、前項の書面の提出に代えて、組合の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- ⑧ 組合は、総会の日から3月間、代理権を証明する書面及び前項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- ⑨ 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - 1 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求
 - 2 前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

本条に次の1項を加える。

- ⑩ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
 - 1 当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 3 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第2号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - 4 請求者が、過去2年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第2号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(2) 総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を

行うことができることとする組合は、本条の次に次の1条を加える。

（書面による議決権の行使）

第46条の2 組合員は、第39条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行うことができる。

- ② 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。
- ③ 第1項の規定によって書面による議決権を行使しようとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記入し、所定の欄に署名の上、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに組合に提出しなければならない。
- ④ 提出された議決権行使書面の取扱に関する事項は、決議の公正が確保されるよう規約で定める。
- ⑤ 組合は、総会の日から3月間、第3項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備えて置かなければならない。
- ⑥ 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。
- ⑦ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
 - 1 当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 3 請求者が第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - 4 請求者が、過去2年以内において、第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（注）

書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことを認める組合にあつては、第4項から第7項までを次のように改める。

- ④ 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、組合の承諾を得て、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- ⑤ 前項の規定による電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに組合に提供して行わなければならない。
- ⑥ 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。
- ⑦ 提出された議決権行使書面又は議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電

磁的記録の取扱いに関する事項は、決議の公正が確保されるよう規約で定める。

本条に次の3項を加える。

- ⑧ 組合は、総会の日から3月間、第3項の規定により提出された議決権行使書面又は第5項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- ⑨ 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
 - 1 第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求
 - 2 第8項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- ⑩ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
 - 1 当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 3 請求者が第3項の規定により提出された議決権行使書面又は第5項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - 4 請求者が、過去2年以内において、第3項の規定により提出された議決権行使書面又は第5項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

〔参考〕

一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使し、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものである場合において、当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定款で定めるときは、各組合において、その取扱いを第6項の次に次の1項を加えて規定する。

（記載例）

- ・最後に議決権行使したものを有効とする。
- ・最初に議決権行使したものを有効とする。
- ・当該議決権行使を無効とする。

- (3) 総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、電磁的方法をもって議決権を行うことができることとする組合は、本条の次に次の1条を加える。

（電磁的方法による議決権の行使）

第46条の2 組合員は、第39条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、組合の承諾を得て、電磁的方法をもって議決権を行うことができる。

- ② 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。
- ③ 第1項の規定によって電磁的方法による議決権を行使しようとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面に記載すべき事項を、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の

時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに電磁的方法により組合に提供して行わなければならない。

- ④ 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。
- ⑤ 提供された議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の取扱いに関する事項は、決議の公正が確保されるよう規約で定める。
- ⑥ 組合は、総会の日から3月間、第3項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備えて置かなければならない。
- ⑦ 組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。
- ⑧ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
 - 1 当該請求を行う組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - 2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - 3 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - 4 請求者が、過去2年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

〔参考〕

一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使し、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものである場合において、当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定款で定めるときは、各組合において、その取扱いを第4項の次に次の1項を加えて規定する。

（記載例）

- ・最後に議決権行使したものを有効とする。
- ・最初に議決権行使したものを有効とする。
- ・当該議決権行使を無効とする。

（総会議事録の作成）

第47条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 総会が開催された日時及び場所
- 2 総会の議事の経過の要領及びその結果
- 3 総会に出席した役員の氏名
- 4 総会の議長の氏名
- 5 議事録を作成した理事の氏名

第6章 総代会

(総代会)

第48条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設ける。ただし、総代会においては、総代の選挙及び解散、合併又は組織変更の決議をすることができない。

② 総代会において既に決議した事項について総会において更にこれを決議することができる。この場合において、総代会と異なる決議をしたときは、以後総会の決議に従う。

「備考」

総代会において役員の選出等をさせない組合にあつては、第1項中「総代の選挙及び解散、合併又は組織変更の決議」の次に、その総代会に行わせない事項を加えること。

(総代会の組織)

第49条 総代会は、総代によって組織する。

(総代の定数)

第50条 総代の定数は〇名とし、組合員が組合員のうちから選挙する。

(総代の選挙)

第51条 総代の選挙については、附属書総代選挙規程の定めるところにより行う。

(総代の任期)

第52条 総代の任期は3年とする。

② 附属書総代選挙規程第23条の規定による再選挙により就任した総代の任期及び同規程第25条の規定により定数の補充によって就任した総代の任期は、現任者の残りの期間とする。

(総会の規定の準用)

第53条 総代会には、この章に定めるもののほか、総会に関する規定を準用する。

「備考」

総会において代理人をもって議決権を行うことができる旨を第46条に規定する場合は、本条に後段として「この場合において、第46条第4項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは「他の組合員」と、同条第5項中「4人以下」とあるのは「1人」と読み替えるものとする。」を加える。

「備考」

総代会を置かない組合にあつては、第6章を削り、第31条第1項第3号中「及び総代」を削ること。

第7章 事業の執行及び会計

(事業年度)

第54条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

（余裕金運用の制限）

第55条 この組合の余裕金は、次に掲げる目的以外の目的には運用することができない。

- 1 信用事業を行う協同組合若しくはその連合会、農林中央金庫、銀行又は信用金庫への預け金
- 2 国債証券、地方債証券、政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。）又は農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券の取得
- 3 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得
- 4 銀行又は信託会社への金銭信託（元本補てん及び利益補足の契約があるものに限る。）
- 5 貸付信託の受益証券の取得

（預入れ先銀行及び金融債券等の種類）

第56条 次に掲げる事項は、毎事業年度総会の決議を経なければならない。

- 1 前条第1号の規定により預入れを行う協同組合若しくはその連合会、銀行又は信用金庫
- 2 前条第2号の規定により取得する農林中央金庫以外の金融機関の発行する債券の種類
- 3 前条第3号の規定により取得する債券の種類
- 4 前条第4号の規定による信託銀行又は信託会社
- 5 前条第5号の規定により取得する証券の種類

（規約）

第57条 次に掲げる事項は、この定款に定めるものを除いて規約で定める。

- 1 総会、総代会及び理事会に関する規定
- 2 業務の執行及び会計に関する規定
- 3 役員に関する規定
- 4 組合員に関する規定
- 5 その他定款の実施に関し必要な規定

「備考」

総代会を置かない組合にあっては、第1号中「、総代会」を削ること。

第8章 剰余金の処分及び損失の処理

（剰余金の処分）

第58条 剰余金から、法定準備金に積み立てるべき金額及び任意積立金を積み立てる場合にあってはその金額を差し引き、なお残余があるときは、払込済出資額に対する配当金、事業に従事した程度に対する配当金又は繰越金とする。

（配当）

第59条 出資額に応ずる配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれをするものとし、その率は年10パーセント以内とする。

- ② 事業に従事した程度に応ずる配当は、事業年度内において組合の営む事業に従事した日数のほか、労務の内容に応じて行うものとする。
- ③ 第25条第2項の規定は、配当金の計算に準用する。

(損失の填補)

第60条 損失は、任意積立金、資本準備金及び法定準備金の順序により填補する。

(別表)

氏 名	出資の目的 である財産	価 額	出資口数	備 考

附 則

この定款は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じる。

「参考」

生産組合の組合員資格を制限することとなる場合の経過措置

この定款の変更の際、現にこの組合の組合員である者でこの定款の変更によりこの組合の組合員たる資格を有しなくなったものは、第7条第2号に掲げる資格を有する者とみなす。